



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

548	随意契約の相手方の決定	(広報課)	.....	1
549	包括外部監査契約の締結	(財政課)	.....	2
550	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)	.....	3
551	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課)	.....	3
552	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課)	.....	4
553	生活保護法による介護機関の指定	( " )	.....	4
554	指定障害児通所支援事業者の変更	(障害福祉課)	.....	4
555	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の販売等の廃止の届出	(薬務課)	.....	5
556	平成26年度登録販売者試験の実施	( " )	.....	5
557	引の池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)	.....	6
558	山田ダム土地改良区の役員の就退任	( " )	.....	6
559	七郷井土地改良区の役員の就任	( " )	.....	7
560	七郷井土地改良区の定款変更の認可	( " )	.....	7
561	農地中間管理機構の指定	(経営支援課)	.....	7
562	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課)	.....	7
563	保安林の指定	( " )	.....	7
564	都市計画の変更	(都市政策課)	.....	8
565	道路の位置の指定	( " )	.....	8
566	"	( " )	.....	8
567	平成22年和歌山県告示第617号(港湾法による和歌山都市計画臨港地区和歌山下津港臨港地区内における分区の指定)の一部改正	(港湾空港課)	.....	9
568	公有水面埋立ての免許の出願	( " )	.....	9
569	公有水面埋立ての承認の出願	( " )	.....	11

## 告 示

### 和歌山県告示第548号

平成26年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成26年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## 和歌山県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、七郷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員（平成26年3月10日就任）

職名 氏名 住所

理事 津守富久 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町252番地

## 和歌山県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、七郷井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 和歌山県告示第561号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により、農地中間管理機構を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 公益財団法人和歌山県農業公社
- 2 住所 和歌山市茶屋ノ丁2番1
- 3 事務所の所在地 和歌山市茶屋ノ丁2番1
- 4 農地中間管理事業の開始の日 平成26年7月1日

## 和歌山県告示第562号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字大又字槇谷236の38から236の41まで、236の69から236の75まで及び字小森103の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

## 和歌山県告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字向宇路住117の1（次の図に示す部分に限る。）、119の1及び119の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法